

■ カナダの国家としての基盤は、神と法治主義の至上性を前提 とした諸原則である。

## 権利と自由の保障

■ 第1条 権利と自由のカナダ憲章は、その規定する権利と自 由を保障する。それらの権利と自由を制限することができるのは、法 で定められ、自由で民主的な社会において実証的に正当化できる、理 にかなった制約のみである。

# 基本的な自由

■ 第2条 何人も、以下の基本的自由を有する。(a) 良心と信教 の自由。(b) 思想、信条、意見の自由、ならびに、出版および その他 伝達手段の自由を含む表現の自由。(c) 平和的集会の自由。(d) 結

## 民主的権利

■ 第3条 すべてカナダ国民は、連邦議会下院ならびに州議会の 選挙で投票ならびに立候補する権利を有する。第4条 (1)連邦議会下 院および州議会の任期は、総選挙の際に規定された召集期日から5年 間を超えて継続してはならない。(2) 戦争または侵略、国内反乱が進行 中あるいは勃発の恐れがある時は、議員投票により3分の1を超える反 対がない限り、連邦議会および州議会は各々、その下院 または議会の 任期を5年間を超えて継続させることができる。第5条 連邦議会およ び州議会は、少なくとも12ケ月間に一度は開会する。

# 移転の自由

■ 第6条 (1) すべてカナダ国民は、カナダに入国、滞在する権利 ならびにカナダから出国する権利を有する。(2) カナダ国民またはカ ナダ永住権を有する者はすべて、以下の権利を有する。(a) カナダ国内 のいずれの州にも移転し、居を構える権利。(b) カナダ国内のいずれの 州でも生活のための収入を得る努力をする権利。(3) 前項に規定され た権利は、以下のような制約による制限を受ける。(a) 州で一 般に適用されている法律および慣行。ただし、主に現在居住する州 または過去に居住した州によって個人を差別するものは除く。(b) 公的社会サー ビスの受益資格として適当とみなされる居住期間要件を規定している 法律。(4) 第2項ならびに第3項は、雇用率がカナダ全体の雇用率を下 回る州においては、州内で社会的または経済的に劣位にある個人の状 況を改善することを目的とした法律、ブロ グラム、活動を妨げない。

## 法的権利

■第7条 何人も、生命と自由、個人的安全の権利を有し、基本 的 司法原則に基づく手続によらない限りは、それらを奪われない。

第8条 何人も、不合理な捜索または押収を受けることのない 権利を有する。第9条 何人も、恣意的に拘留または拘禁されない権利 を有する。第10条 何人も、逮捕または拘留された際には以下の権利 を有する。(a) 理由を速やかに告げられる権利。(b) 遅滞なく 弁護人を 依頼し指示を与える権利ならびにその権利を告げられる権利。(c) 人身 保護令状によって逮捕または拘留の正当性の確認を受け、拘留が非合 法である場合は釈放される権利。第11条 違法行為容疑で起訴された 者はすべて、以下の権利を有する。(a) 不合理な遅滞なく、具体的に当 該違法行為を告げられる権利。(b) 適当 と認められる期間内に裁判を 受ける権利。(c) 当該違法行為に対して本人が被告人となる訴訟手続の 中で証言することを強要されない権利。(d) 独立かつ不偏の裁判によ る公正な公開審問にて法に従って有罪判決を受けるまでは無罪の推定 を受ける権利。(e) 適当と認められる保釈を正当な理由なく拒否され ない権利。(f) 軍事裁判で 裁かれる軍事法上の違法行為を除き、最高 刑が懲役5年またはそれ以 上の違法行為については陪審裁判を受け る権利。(g) いかなる行為または不作為についても、それが発生した 時に、カナダ法または国際法に対する違反行為にあたるものであった、 あるいは国際社会で認められる法の一般原則に照らして犯罪であった 場合を除き、有罪判決を受けない権利。(h) 無罪放免された違法行為 について再び裁判を受けない権利、ならびに、有罪判決により罰を受 けた違法行為について再び裁判を受けたり罰を受けない権利。(i) 有 罪判決を受けた違法行為に対する罰則が、違法行為が行われた時と 判決の時で異なる場合は、より軽い罰則によって刑を受ける権利。第

# 権利と自由のカナダ憲章







12条 何人も、残酷かつ通常と異なる処遇や刑罰を受けない権利を 有する。第13条 いかなる訴訟手続においても、証人はそこで行った 自分にとって不利益な証言を、他の裁判において自分の有罪を証明す るために使われない権利を有する。ただし、偽証または矛盾する証言 に関する訴追はこの限りでない。第14条 いかなる訴訟手続におい ても、当事者および証人は、使用されている言語を理解できない、あ るいは話すことができない、または聴覚障害者である場合は、通訳 の補助を受ける権利を有する。

■ 第15条 (1) 何人も、法の下で平等であり、 人種、出身の国 や民族、肌の色、宗教、性別、年齢、知的あるいは身体的障害、その他 による差別を受けずに、法による保護と利益を平等に受ける権利を 有する。(2) 前項は、人種、出身の国や民族、肌の色、宗教、性別、年 齢、知的あるいは身体的障害のために劣位にある個人または集団の 状況を改善することを目的とする法律、ブログラム、活動を妨げない。

# カナダの公用語

■ 第16条 (1) カナダの公用語は英語とフランス語である。両言 語は同等の地位にあり、カナダ連邦議会ならびに連邦政府のすべての 機関における使用に関して平等の権利と特権を有する。(2) ニュー ブ ランズウィック州の公用語は英語とフランス語である。両言語は同等の 地位にあり、州議会ならびに州政府のすべての機関における使用に関 して平等の権利と特権を有する。(3) 本憲章のいかなる条項も、英語と フランス語の地位または使用の平等性を向上させる連邦議会ならびに 州議会の権限を制限しない。第16.1条 (1) ニューブランズウィック州 の英語コミュニティーとフランス語コミュニティーは、独自の教育機関 ならびにそれぞれのコミュニティーの保護と振興のために必要な文化 機関を保有する権利を含め、平等の権利と特権を有する。前項で言及 されている地位と権利ならびに特権を保護し振興するニューブランズ ウィック州の議会と政府の役割は確認されている。第17条 (1) 何人 も、連邦議会の討議その他のあらゆる手続の中で英語またはブランス 語を使用する権利を有する。(2) 何人も、コープランズウィック州議会の討議その他のあらゆる手続の中で英語またはフランス語を使用す る権利を有する。第18条 (1)連邦議会の法令、記録、刊行物は英語と フランス語で印刷発行し、両言語の版は同等の有効性を有する。(2) 二 ューブランズウィック州議会の法令、記録、刊行物は英語とフラン Á語 で印刷発行し、両言語の版は同等の有効性を有する。第19条 (1) 何 人も、連邦議会が設置するいずれの裁判所においても、訴訟手続、訴 答ならびに付随する手続の中で、英語またはフランス語を使用する権

利を有する。(2) 何人も、二ユ -ブランズウィック州の裁判 所のいずれにおいても、訴訟 手続、訴答ならびに付随する 手続の中で、英語またはフラ ンス語 を使用する権利を有す る。第20条 (1) カナダの-

般市民はすべて、カナダ連邦議会および連邦政府機関の本部と英語 またはフランス語で意思疎通を行い、当該機関が提供しているサー ビスを両言語のいずれにおいても受ける権利を有する。また、以下の 要件のいずれかを満たす場合には上記機関の本部以外の事務所に関 しても同様の権利を有する。

(a) その事務所における当該言語による意思疎通またはサービ ス提供の需要が著しくある。(b) その事務所の性質から、英語とフランス語の両言語で意思疎通ならびにサービス提供を行うことが適当であ ると認められる。(2) ニューブランズウィック州の一般市民はすべて、 ニューブランズウネック州議会および同州政府機関のいずれの事務所 とも英語またはフランス語で意思疎通を行い、当該機関が提供してい るサービスを両言語のいずれにおいても受ける権利を有する。第21条 第16条から20条までの規定はいずれも、英語とフランス語の両言語 またはいずれか一方に関して、カナダ憲法のこの他の規定により存在 または継続している権利や特権、義務を廃止したりその適用を制限し ない。第22条 第16条から20条までの規定はいずれも、英語とフランス語以外の言語に関して、この憲章の施行以前あるいは以降に取 得または享受されている法定および慣習上の権利や特権を廃止した りその適用を制限しない。

# 少数派言語の教育に関する権利

第23条 (1) カナダ国民で、(a) 初めに学び現在も理解する言 語が英語またはフランス語であるが、それは現在居住する州の少数派 人口の言語にあたる者、あるいは(b) カナダ国内で初等教育を英語あ るいはフランス語で受けたが、その言語が現在居住する州の少数派人 口に属する者は、当該州において子供にその言語で初等教育および中 等教育を受けさせる権利を有する。(2) カナダ国民で、カナダ国内で 初等教育または中等教育を受けた、あるいは現在受けている子供を 持つ者は、すべての子供に同じ言語で初等教育および 中等教育を受 けさせることができる。(3) 第1項ならびに第2項で保障されている、 州の少数派人口の言語にあたる英語またはフランス語で子供に初等 教育ならびに中等教育を受けさせるカナダ国民の権利の適用範囲 等は以下の通りである。(a) 州の中で、当該権利を有するカナダ国民の子供の数が、少数派言語教育の公的資金から拠出してそのような 教育を提供することが適当と考えられる水準にある場所に適用され る。 (b) そのような子供の数が十分である場合、公的資金により設 置された少数派言語の教育施設において教育を受ける権利も含む。

■ 第24条 この憲章で保 障されている権利や自由の侵 害または拒否を受けた者はす べて、所轄行政区分の裁判所 に申し立て、裁判所が状況に 応じて適切で公正であるとみ なす救済措置を受けることが

できる。前項による訴訟手続の中で、証拠がこの憲章で保障されてい る権利または自由を侵害あるいは拒否するような方法で得られたと 裁判所が判断し、その証拠を訴訟手続き上認めることは司法制度運 営の評価を貶めることになると、すべての状況を考慮した上で確証さ れた場合には、当該証拠は除外する。

**第25条** この憲章における一定の権利と自由の保障は、以下の 権利を含め、カナダの先住民に関する先住者としての地位、条約、その 他に基づく権利と自由を廃止したりその適用に制限を加えるものとみ なしてはならない。(a) 1763年の勅令によって認められたすべての権利 と自由、(b) 土地返還請求和解によって現在存在する、または取得され る可能性の高い、すべての権利と自由。第26条 この憲章における一定 の権利と自由の保障は、カナダにおけるその他のいかなる権利と自由 の存在を否定するものとみなしてはならない。第27条 この憲章は、 カナダの多文化遺産の保護ならびに強化と整合性のある形で解釈する ものとする。第28条 この憲章に記載されている権利と自由は、条項 の中にそれに反するものがあったとしても、男女平等に保障される。第 29条 この憲章のいずれの規定も、宗派別学校に関してカナダ憲法の 下で保障されている権利や特権を廃止したりその適用を制限しない。 第30条 この憲章において州議会と言及されている箇所は、ユーコン 準州およびノースウェスト準州またはそれらの該当する立法当局を含む と適宜みなすものとする。第31条 この憲章のいずれの規定も、いか なる主体または当局の立法権を拡大しない。

# 憲章の適用

■ 第32条 (1) この憲章は以下のものに適用される。(a) カナダ 連邦議会と連邦政府に対し、議会の権限内にあるすべての事項に関し て適用される。これには、ユーコン準州とノースウェスト準州に関する すべての事項も含まれる。(b) 各州の議会と政府に対し、州議会の権 限内にあるすべての事項に関して適用される。(2) 前項の規定に関わ らず、第15条は本条施行3年後までは発効しない。第33条 (1) 連邦 議会と州議会は、その制定する法律の中で、当該法律またはその規定 がこの憲章の第2条または第7条から第15条に含まれる規定の適用 から除外され効力をもつことを明示的に宣言することができる。(2) この条項に基づいた宣言が行われた法律またはその規定は、同宣言 が有効である間、適用除外が宣言されているこの憲章の条項が存在 しない場合と同様の効力をもつ。(3)第1項に基づき行われた宣言 は、発効から5年後、または宣言の中で規定された5年以下の期限の 経過後に、失効する。(4) 連邦議会と州議会は、第1項に基づき行った 宣言を再発効させることができる。(5) 第3項は、前項に基づき行われ た再発効にも適用する。

■ 第34条 カナダ憲法のこの部分は、「権利と自由のカナダ憲 章」として引用することができ。

「私たちは今こそ、カナダ人として団結するための基本原則、基本価値、 信条を確立しなければならない。地域への忠誠心を超えたところに、このような自由と計り知れない喜びをもたらしてきたこの国を誇りとする生き 方や価値システムがあるのだ。」

P.E. Trudeau 1981

本文書は、英語およびフランス語以外を第一言語とするカナダ国民の利用のために作成されたもので、「権利と自由のカナダ憲章」の公式訳とはみなされません。 「憲章」の解釈と適用のためには、英語とフランス語の原文のみを使用するものとします。